平成２７年（フ）第１６３４号
札幌市南区澄川１条１丁目５番８号　コーポ似和105
債務者　高木　修一
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　優介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１８２号
札幌市中央区宮の森２条２丁目４番11―506号
債務者　高木　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９２４号
名古屋市中区松原２丁目８番８号　ウェリスライオンズ　ザ・セントラル301号
債務者　猿渡　弘太
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺澤佐千夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２２号
長野県須坂市大字須坂106番地
債務者　玉井　理子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７０号
兵庫県尼崎市善法寺町10番10号　コーポ善法寺202号、前住所兵庫県宝塚市山本中３丁目12番１―106号
債務者　髙橋　光恵
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７２号
長野県下伊那郡喬木村172番地７
債務者　新井　延枝
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　将太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第９４８号
愛知県清須市須ケ口35番地　コーポ三輪101
債務者　渡邊　勇夫
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森戸　尉之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５９号
宮崎市大塚町祝子前1831番地４
債務者　清水　久光
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４４４号
大分市大字古国府665番地の１（ＳＩＮＣＥＲＩＴＹカナージュⅠ101）
債務者　首藤衣里子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５８号
茨城県牛久市栄町６丁目392番地
債務者　大矢　江美
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
茨城県牛久市栄町６丁目405番地（カオルハイツ102号）、前住所茨城県牛久市田宮２丁目40番地６（キャッスルタルイ参番館102）
債務者　壱光弘初美
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
富山市上赤江町２丁目２番46―206号　コスモハウス、前住所富山市松若町19番６号
債務者　杉谷　邦雄
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８０号
奈良県橿原市小綱町４番18号　平和ハイツＪ、前住所奈良県橿原市北八木町２丁目４番15号　第１明和マンション103号
債務者　北　　智子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
徳島県吉野川市川島町桑村305番地１　サワダハイツ103号室、旧住所徳島県吉野川市川島町川島32番地２
債務者　坂野　喜信
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１９号
徳島県徳島市東吉野町２丁目24番地、旧住所奈良県北葛城郡新庄町大字葛木109番地５
債務者　藤澤　　昇
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
徳島地方裁判所民事部